

「上町自治会会則」 細則

(慶弔規程)

本会の役員名簿に登録された役員及び本会の特別功労者に対し、次のとおり慶弔金を適用する。

① 死亡弔慰金 5,000円

なお、特別に功労のあった役員に生花を献花することができる。

② その他の慶弔 疾病見舞金及び自治会特別功労者、他団体役員等の慶弔金は、その都度決定する。

(2) 本会会員の本人・同居家族が死亡したとき、次のとおり御香料をもって弔意を表する。

御香料 3,000円

(寸志)

自治会役員には、1年間の労をねぎらうため寸志を贈る。

自治会役員	手当
自治会長	10,000円
副会長、会計、書記、町内会長 神社総代代表	5,000円
顧問、相談役、会計監査、執行役員	3,000円
自治会組長 専任役員	
協力団体三役(会長、副会長、会計相当) その他「自治会役員連絡先名簿」の環境指導員を除く記載者	1,000円

尚、現金に代えて商品券を贈ってもよい

(年度途中で入退会する場合の自治会費の算定)

当月分を除く年度末までの月数に会費月額を乗じた額とする。

但し、年度途中で退会する場合の自治会費返金は、本人より請求がある場合とする。

(自治会が管理するごみ集積場所の利用料)

(1) 自治会加入世帯は、利用料を無料とする。

(2) 自治会非加入世帯は、自治会費の80%を利用料とする。

尚、集合住宅においては、世帯数に替えて一室当たりとする。

(3) 利用料は、期初に年額を一括徴収する。

尚、年度途中に使用を開始する場合は、当月分を除く年度末までの月数に月額を乗じた額とする。

(4) 利用料の徴収方法については、当事者(集合住宅においては管理会社等)と取り決める。